

資料 3 司法ソーシャルワークの事業化と法テラスの役割

- 1 予算化されたモデル事業（司法ソーシャルワーク）－ 1
- 2 事業化された活動の受け皿 ————— 2

参考 ケース会議弁護士派遣モデル事業等の実施状況

1 予算化されたモデル事業（司法ソーシャルワーク）

■ ケース会議弁護士派遣モデル事業等を利用し予算化に至った自治体等

ケース会議弁護士派遣モデル事業（旧：ケース会議援助プログラム）を利用した自治体や社会福祉協議会のうち弁護士の派遣費用（謝金）の予算化に至ったのは、以下の13団体である。

なお、予算化された費用は、派遣される弁護士の報酬のみであり、法テラスが引き続き事務機能を担っている場合であっても、事務機能への手当てはなされていない。

自治体 開始時期	活用した国の事業 （法テラスが把握しているものに限る）	対象となる会議	支払先
札幌市 令和4年12月	—	地域包括支援センターの地域ケア会議	弁護士
青森市 令和4年12月	包括的支援事業	地域包括支援センターの地域ケア会議	弁護士
青森県社会福祉協議会 令和5年4月	生活困窮者自立支援制度・重層的支援体制整備事業	生活困窮者自立相談支援窓口の支援調整会議等	弁護士
八戸市 令和5年4月	—	地域包括支援センターの地域ケア会議	弁護士
福島県 令和6年4月	—	福島県女性のための相談支援センターのケース会議	弁護士
甲府市 令和6年4月	—	地域包括支援センター等のケース会議	弁護士
安堵町、三宅町、下市町、葛城市（奈良県） 令和6年4月	重層的支援体制整備事業（下市町）	健康福祉課や地域包括支援センターが主催するケース会議（下市町は、重層的支援会議等も対象）	弁護士
広島市 令和8年2月	重層的支援体制整備事業	重層的支援会議及び支援会議	弁護士
瑞穂市社会福祉協議会（岐阜県） 令和8年3月	—	支援調整会議以外の個別のケース会議（支援調整会議には、常勤弁護士を派遣）	弁護士
四国中央市社会福祉協議会（愛媛県） 令和8年4月	家計改善支援事業	社会福祉協議会が主催する支援会議	弁護士

以上の自治体等のほかに、モデル事業を経ずにケース会議への弁護士派遣について予算化に至った団体として、静岡県社会福祉協議会がある。

静岡県社会福祉協議会 令和6年4月	生活困窮者自立支援制度	支援調整会議、支援会議、自立相談支援機関が行うケースについての会議など。	法テラス（謝金）
----------------------	-------------	--------------------------------------	----------

2 事業化された活動の受け皿

■ 受託業務（いわゆる2項業務）

法テラスは、本来業務（綜合法律支援法第30条第1項の業務）のほかに、関係機関から委託を受けた法的支援を実施することができる（同法第30条第2項）。

綜合法律支援法第30条第2項

支援センターは、前項の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、第三十四条第一項に規定する業務方法書で定めるところにより、国、地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人その他の営利を目的としない法人又は国際機関の委託を受けて、被害者等の援助その他に関し、次の業務を行うことができる。

- 一 その委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせること。
- 二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

■ 受託業務を受けるための主な要件

○ 受託業務の内容に関する要件：「法律事務を契約弁護士等に取り扱わせること」

⇒ 受託業務の内容が「法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる」ものである必要がある。（※参考）

過去にこの要件を満たさずに受託に至らなかったケースがある。

○ 受託業務を受けるための手続に関する要件：「業務方法書で定めるところにより」

⇒ 受託業務の内容等について業務方法書に定める必要がある。

なお、業務方法書の変更には、最高裁判所及び評価委員会の意見聴取を行った上で、法務大臣の認可が必要となる（綜合法律支援法第34条）

（参考）受託業務の内容に係る規定例：独立行政法人国際協力機構法第13条第3項

機構は、前二項の業務のほか、外務大臣が適当と認める場合には、本邦又は外国において政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体の委託を受けて、前二項の業務の遂行に支障のない範囲内で、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与する業務を行うことができる。

2 事業化された活動の受け皿

資料 7-1 日本弁護士連合会委託援助業務の対象者及び援助内容一覧

	対象者	援助内容
①	身体を拘束された刑事被疑者（勾留状が発せられた被疑者を除く。）	被疑者との接見とアドバイス、警察官等との折衝、被害者との示談交渉その他逮捕段階の刑事弁護活動全般
②	家庭裁判所に送致された少年（抗告・再抗告を含む。）。ただし、家庭裁判所又は抗告裁判所が国選付添人を付さなければならない場合を除く。	少年との面会とアドバイス、家庭裁判所との折衝、環境調整、被害者との示談交渉その他付添人活動全般
③	生命、身体若しくは自由（性的自由を含む。）に関する犯罪又はストーカー行為若しくはDVの被害を受けた者又はその親族若しくは遺族	被害届の提出、告訴・告発、検察審査会申立て、法廷傍聴付添、少年審判状況説明聴取、修復的司法の一環としての加害者側との対話、刑事手続における和解交渉、犯罪被害者等給付金申請及び報道機関への対応・折衝その他犯罪被害者支援のために必要な活動
④	難民認定申請者（補完的保護申請者を含む。）	申請、申請却下に対する審査請求、不認定処分等の取消訴訟等の活動
⑤	人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする外国人	1 在留資格等の入管関係、就籍・帰化等の戸籍・国籍関係、社会保障関係の行政手続の代理等 2 在留資格がないために、民事法律扶助が利用できない外国人の訴訟代理
⑥	人権救済を必要としている子ども	1 児童相談所等との交渉、虐待を行う親との関係調整、離縁訴訟等の支援 2 触法少年の警察官調査に関する付添人活動 3 子どもの手続代理人の活動（国選、私選を問わない）
⑦	精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に係る退院請求・処遇改善請求等の行政手続の代理
⑧	医療観察法の心神喪失者	心神喪失者等医療観察法に係る退院許可申立て・処遇改善等の行政手続の代理、国選付添人の医師に対する協力費用
⑨	人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする高齢者・障害者・ホームレス等	生活保護申請、生活保護法に基づく審査請求の代理
⑩	上記①②を除く対象者	上記①②を除く各援助に関する法律相談

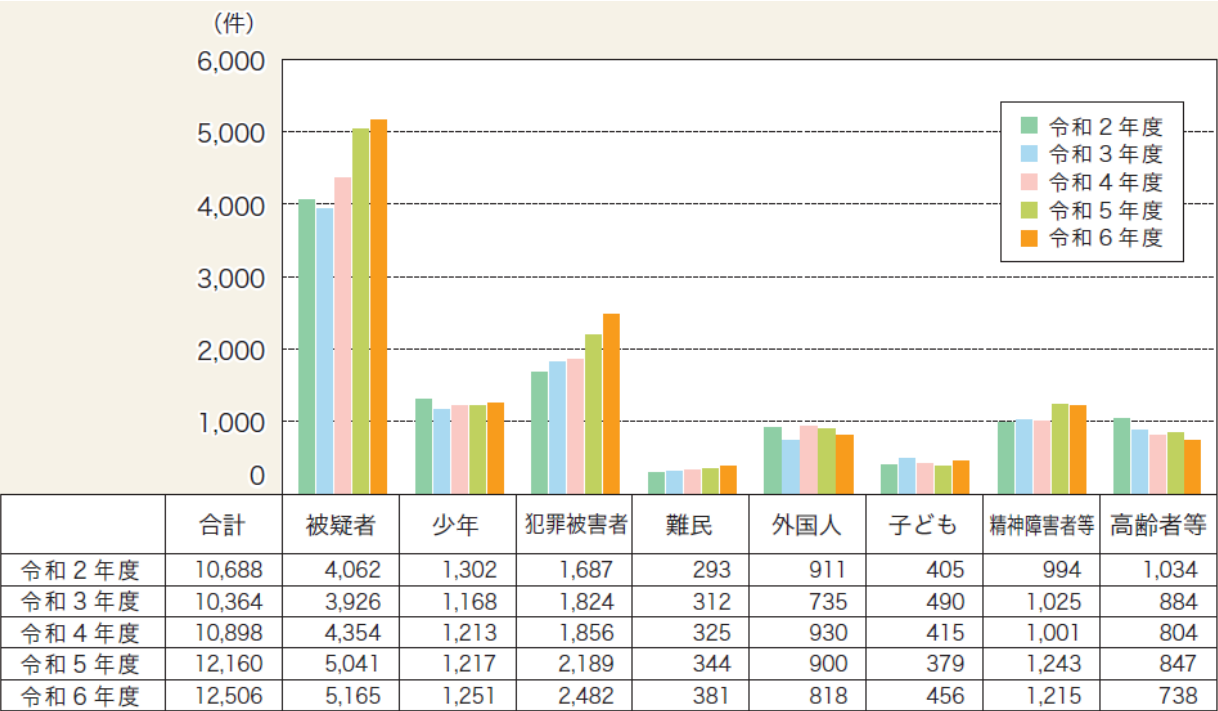
（法テラス白書令和6年度版より引用）

※ 日弁連委託援助業務以外の受託業務（現在は終了）

委託者	公益財団法人中国残留孤児援護基金
委託業務	公益財団法人中国残留孤児援護基金委託援助業務（業務方法書第83条の2） （令和2年3月末で受託を終了）
業務内容	日本に永住帰国し、身元が判明している中国及びサハリン残留邦人が戸籍に関する裁判手続（戸籍に関する家裁への審判申立等就籍許可、失踪宣告取消、戦時死亡宣告取消、戸籍訂正等）をとる場合に、弁護士による法的援助を提供し、弁護士報酬及び費用の援助を行う。なお、弁護士報酬及び費用は、民事扶助のような立替・償還の制度をとっておらず給付のみである。

2 事業化された活動の受け皿

■ 事業種別申込受理件数の推移



(注) 精神障害者等の数値には、医療観察法の心神喪失者を含めている。

(法テラス白書令和 6 年度版より引用)

■ 援助費用の推移

(単位：円)

	事業費	一般管理費	合計
令和 2 年度	728,927,335 (89.7%)	83,480,459 (10.3%)	812,407,794
令和 3 年度	732,016,683 (90.6%)	76,025,365 (9.4%)	808,042,048
令和 4 年度	778,916,442 (91.2%)	75,278,118 (8.8%)	854,194,560
令和 5 年度	826,433,728 (90.3%)	88,287,507 (9.7%)	914,721,235
令和 6 年度	878,259,464 (90.2%)	95,491,507 (9.8%)	973,750,971

(注) 括弧書きは、当該年度の合計額に占める事業費又は一般管理費の割合である。

参考：ケース会議弁護士派遣モデル事業等の実施状況

	実施期間	対象地方事務所・支部	
I 期	H28.4.1～R4.3.31	3	福岡、青森、釧路
II 期	R3.4.1～R4.12.31	7	山梨、岐阜、広島、長崎、岩手、札幌、愛媛
III 期	R5.1.1～R6.3.31	32	東京、多摩、神奈川、川崎、小田原、茨城、群馬、山梨、長野、新潟、大阪、京都、兵庫、阪神、奈良、和歌山、岐阜、石川、富山、広島、山口、岡山、長崎、沖縄、宮城、福島、岩手、秋田、札幌、徳島、高知、愛媛
IV 期	R6.4.1～R8.3.31	12	神奈川、山梨、京都、奈良、和歌山、岐阜、石川、富山、広島、沖縄、岩手、愛媛
V 期	R8.4.1～R10.3.31 (IV期参加事務所はR9.3.31まで)	10	栃木、新潟、山梨、三河、京都、奈良、広島、愛媛、鹿児島、沖縄

令和7年度実績（284件）の内訳

高齢者担当課・地域包括支援センター	97件
県・市社会福祉協議会	54件
生活困窮者支援担当課・自立相談支援機関	14件
生活保護担当課・福祉事務所	0件
障がい者担当課・基幹相談支援センター	9件
介護サービス事業者	16件
障がい者施設・相談支援事業者等	32件
その他（病院、保健所、保護観察所等）	62件